

各 位

平成31年4月18日

京都市小売商総連合会
会 長 岡本 勲
(担当：東 和次)
TEL 075-211-3837

キャッシュレス・消費者還元事業の説明会
(ご案内)

10月1日からの消費税率引き上げに伴い、経済産業省では需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引き上げ後の一定期間(2019年10月1日～2020年6月)に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を支援する制度を設けました。

小売店がキャッシュレスを導入することのメリットは以下の通りです。

(1) 必要な端末導入費用の1/3を決済業者が負担し、残りの2/3を国が補助する。

※小売店の負担はない

(2) 決済事業者に支払う加盟店手数料(3.25%以下)の1/3を期間中に限り国が補助する。

(3) 消費者還元制度により集客力がアップする。

(4) レジ締め・現金取り扱いコストの削減が図れる。

本事業を行うには、経済産業省への店舗登録が必要であり、登録されている決済事業者が掲げるプランから望ましいプランを選択して申し込むことになります。

店舗登録の詳しい方法等について、京都府商工労働観光部では経済産業省近畿経済産業局の要請を受けて6月から商店街、小売店舗に対し、経済産業省近畿経済産業局が説明会を行います。

小売商総連合会では、組合及び個店様に対する説明会の開催について京都府商工労働観光部と連携しながら進めていきたいと考えています。

つきましては、組合単位の説明会開催希望及び個店での説明会参加希望につきまして別紙によりご案内いたしますので、ご希望がありましたら5月7日(火)までにFAX(075-708-2705)でご返答ください。